

# 21世紀にセンス キラツ

第31回県ジュニア展において岡本拓也くん（曾根小5年）が絵画部門で、石田文菜さん（西川中3年）がデザイン部門で優秀賞を受賞しました。

県ジュニア展は12月13日まで県民会館で行っています。



**うれしい!**

諏訪大橋から見た西川を描き2年連続で優秀賞を受賞した岡本くん。「絵を描くことよりもスポーツをしている方が好き。でも、賞をもらえて、うれしい。」と喜んでいました。

岡本 拓也くん（鯉第三区）

来年は特賞を目指してほしいですね。



**びっくり!**

コンピューターグラフィックでシールを作り、初めて優秀賞を受賞した石田さん。「びっくりしました。家族みんなで見に行きたいですね。」と話してくれました。

石田 文菜さん（東町）

ねこが大好きなので、デザインしたそうです。

## 広報 にしがわ

12

第590号 平成12年12月10日号

### 今月のページ

国民健康保険と老人保健 ...	2
国民年金制度について .....	4
街かどスケッチ .....	6
お知らせ・情報 .....	8
税だより .....	12
町民のうごき .....	20

平成13年1月1日から

# 国民健康保険と老人保健が一部変わります

## 国保改正点

### 高額療養費の自己負担

高額療養費制度は、同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った医療費の自己負担分の3割（または2割）が、高額になり負担限度額を超えたときに、役場国保係へ申請により（医療機関の窓口で委任払方式の場合もある）後から限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度です。

この支給基準として、負担限度額は過去12か月以内に高額療養費の支給を受けた回数が1回（3回のときと、4回目以降では異なる自己負担限度額となっております）

この自己負担限度額（基準）が改正になり、改正の内容は別表1のとおりです。

### 入院時食事療養費の自己負担額の改正内容

入院したときに支払う食事代は、他の医療費とは別に定額（標準負担額）を自己負担します。

この自己負担する額が一部改正になり、改正の内容は次のとおりです。

別表1

### 改正のポイント

自己負担額の上限に上位所得者の区分が新設になり、所得の高い方の自己負担限度額が引き上げられました。医療を多く受けた人には、その分に応じた加算がされます。

高額療養費の算定方法は、これまでと同じです。

1回～3回のとき自己負担限度額

平成12年12月31日まで

住民税 非課税世帯	35,400円
住民税 課税世帯	63,600円

平成13年1月1日から

住民税 非課税世帯	（これまでと同じ） 35,400円
住民税 一般世帯 （非課税世帯以外）	一般の方の場合 63,600円 医療費が318,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
	上位所得者の場合 121,800円 医療費が609,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

4回目以降の自己負担限度額

過去12か月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は下記の金額を超えた分が支給されます。

平成12年12月31日まで

住民税 非課税世帯	24,600円
住民税 課税世帯	37,200円

平成13年1月1日から

住民税 非課税世帯	（これまでと同じ） 24,600円
住民税 一般世帯 （非課税世帯以外）	一般の方の場合 37,200円
	上位所得者の場合 70,800円

上位所得者とは、住民税算定の基礎となる総所得金額が700万円程度以上の人です。

### 改正のポイント

一般世帯（非課税世帯以外）の自己負担額が変更になります。

平成12年  
12月31日まで

平成13年  
1月1日から

一般世帯 （非課税世帯以外）	1日当たり 760円	1日当たり 780円
住民税 非課税 世帯等	90日までの入院 1日当たり 650円	（変更なし）
	過去12か月の入院日数 が90日を超える入院 1日当たり 500円	（変更なし）
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方	1日当たり 300円	（変更なし）

に該当する方は「標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場住民課の窓口で申請してください。

### 海外で治療を受けた場合

も国保が使えます

（海外療養費の創設）  
海外渡航中の病気やけがの治療についても、国保の保険給付の対象となります。

治療費は、一時全額を支払い後で申請により、保険給付の7割（または8割）が支給になります。



長期入院のために住所を移す場合は、移す前の住所の被保険者となります（住所地特例の拡大）

長期入院のために、住所地を入院先の医療機関に移す場合があります。

これまでは特定の疾病などに限り、移す前の住所のある市区町村の被保険者となっていました。が、あらゆる長期入院が住所地特例（住所を移す前の住所地の被保険者となること）の対象になります。

# 老人医療改正点

窓口で支払う費用が変わります  
 窓口で支払う費用が  
 変わります  
 次のとおりです

今までは「一日いくら」と負担してきましたが、原則としてかかった費用の1割を負担することになりました。

ただし、一か月の負担には別表のような負担方法もあり、負担には上限（限度額）があります。

診療所とは、病床が19床以下の医療機関をいいます

診療所と病院の違いは

次のとおりです

## 改正のポイント

老人医療を受けたときの一部負担金は定額でしたが、改正によりかかった費用に応じた定率1割負担（上限付）に変わります。

平成12年 12月31日まで		平成13年1月1日から	
外 来	1日につき 530円 (月4回まで)	一つの医療機関ごとに支払います。	院外（薬局）で薬を処方するとき
		診療所 1割負担(月3,000円まで) または 1日800円(月4回まで) 診療所によって異なります。	診療所と薬局でそれぞれ1割負担 (診療所と薬局で1か月に それぞれ1,500円まで)  1日800円の定額負担の診療所 では薬局への支払いはありません
病 院	ベッド数が200床未満の 病院 1割負担(月3,000円まで)	診療所と薬局でそれぞれ1割負担 (診療所と薬局で1か月に それぞれ1,500円まで)	診療所と薬局でそれぞれ1割負担 (診療所と薬局で1か月に それぞれ1,500円まで)
		ベッド数が200床以上の 病院 1割負担(月5,000円まで)	診療所と薬局でそれぞれ1割負担 (診療所と薬局で1か月に それぞれ2,500円まで)

別表2

## 改正のポイント

一般世帯（非課税世帯以外）の自己負担額が変更になります。

平成12年 12月31日まで		平成13年 1月1日から	
一般世帯 (非課税世帯以外)	1日当たり 760円	1日当たり 780円	(変更なし)
住民税 非課税 世帯等	90日までの入院	1日当たり 650円	(変更なし)
	過去12か月の入院日数 が90日を超える入院	1日当たり 500円	(変更なし)
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方	1日当たり 300円	(変更なし)	(変更なし)

に該当する方は「標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場住民課の窓口で申請してください。

病院とは、病床が20床以上の医療機関をいいます

薬局各々で1割負担  
 一日800円の負担  
 ・診療所で1割（薬局での負担なし）

かかった費用の1割を負担  
 病床が200床未満の病院では、費用を1割と院外（薬局）で1割を負担（上限一か月3千円）  
 病床が200床以上の病院では、費用を1割と院外（薬局）で1割を負担（上限一か月5千円）

別表3

## 定率1割負担

平成12年12月31日まで		平成13年1月1日から	
入 院	1日 1,200円	かかった費用の1割を負担 (月額上限 37,200円)	かかった費用の1割を負担 (月額上限 37,200円)
	・住民税非課税世帯等 .....月額上限 35,400円 ・住民税非課税世帯等で 老齢福祉年金受給者 .....1日 500円	・住民税非課税世帯等 .....月額上限 24,600円 ・住民税非課税世帯等で 老齢福祉年金受給者 .....月額上限 15,000円	・住民税非課税世帯等 .....月額上限 24,600円 ・住民税非課税世帯等で 老齢福祉年金受給者 .....月額上限 15,000円

一般世帯（非課税世帯以外）の入院時食事療養費が変わります

入院したときに支払う食事は、他の医療費とは別に定額（標準負担額）を自己負担します。改正の内容は、別表2のとおりです。

なお、従来は国等で負担されていた外来の薬剤にかかる一部負担は廃止されるため、皆さんが薬剤費用の一部を負担することになります。

高額療養費について  
 今までは「一日いくら」と負担してきましたが、原則としてかかった費用の1割を負担することになりました。ただし、一か月の負担には別表3のように上限（限度額）があります。

新たに増えた高額医療費制度  
 同じ世帯内で、複数の方（老人保健の対象者）の入院により医療費が高額になり、次による額を超えた分について支給

一般世帯（課税世帯）  
 ・同じ月内にそれぞれが3万円以上を支払い、その合計が37,200円を超えた場合  
 非課税世帯  
 ・同じ月内にそれぞれが21,000円以上を支払い、その合計が24,600円を超えた場合  
 老人訪問看護を利用したとき  
 かかった費用の1割を負担（限度額3千円）  
 一日600円の定額負担（一か月5回まで）

# 老後の安心 国民年金

## 社会保険加入者は 厚生年金

国民年金の加入は職業などによって、次の3種類に分けられ、加入者は、20歳から60歳までの40年間国民年金保険料をおさめます。

### 第1号被保険者

自営業・農業・無職・自由業者の人とその配偶者や学生

20歳から60歳になるまで納めます。第1号被保険者の保険料は、性別・年齢・所得に関係なく一律です。

保険料 月額 13,300円  
(平成12年度)  
付加保険料 月額 400円  
(付加保険料は任意納付の保険料)

で年金は増額に支給されます)

保険料を納め忘れたり、種別変更手続きを忘れていたり、老齢基礎年金も障害基礎年金も出ません。

保険料を納め忘れた場合は、2年間さかのぼって納められます。2年以上過ぎると時効により納めることができなくなります。

### 第2号被保険者

会社員や公務員の保険料は給料から差し引かれています。

### 第3号被保険者

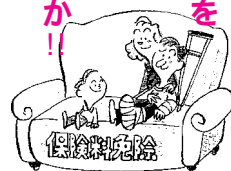
会社員や公務員に扶養されている配偶者。

国民年金保険料を

納めることが

困難な人は

どうしたらいいか!



保険料免除制度があり「法定免除」・「申請免除」・「学生納付特例制度」があります。

法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人

障害基礎年金の受給者

申請免除

所得がないとき  
その他保険料を納付すること

が著しく困難な特別の理由があるとき

免除を受けた期間の年金額の計算

老齢基礎年金額は保険料を納めた場合の3分の1の金額に減額されます。

学生納付特例制度

平成12年4月から「学生納付特例制度」ができました。

対象者

大学・短期大学・専門学校の学生(夜間・通信制は除く)

対象となる所得の基準

学生本人の前年の所得が68万円(収入で133万円)以下の場合。ただし、給与所

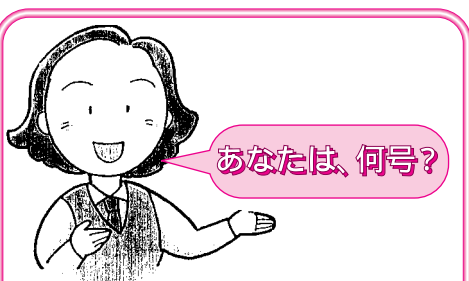
得控除や基礎控除以外の税控除がある方や、障害者の方は、基準額が変わります。

期間の取扱い

年金を受けるために必要な期間になります。期間中の病気やケガで障害が残った場合や亡くなった場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されますが、老齢基礎年金への加算はありません。

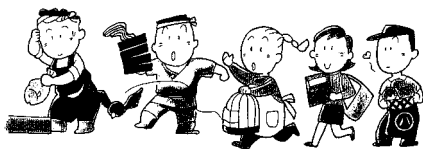
10年以内なら保険料を追納することができます。

追納した場合は、納付した場合の年金額と同じ取扱いになります。



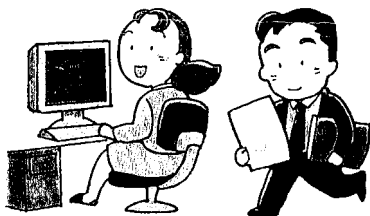
### 第1号 被保険者

自営業・農業・無職・自由業者の人とその配偶者や学生



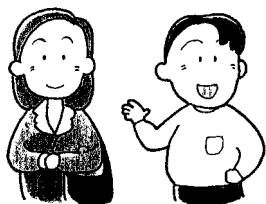
### 第2号 被保険者

会社員や公務員



### 第3号 被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者



# あなたの生活を支える3つの年金

## 老齢基礎年金

老齢基礎年金は40年（最低25年資格期間必要）保険料を納めた人（保険料免除期間も含む）が、65歳に到達したときから受けられる年金です。

年金額（平成12年度）

80万4,200円

この年金額は20歳から60歳になるまでの40年間すべての保険料を納めた場合です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その期間に応じて減額に

## 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中に病気やケガで1



級・2級程度の障害者になったときや、20歳前の傷病で障害者になったときに受けられる年金です。

年金額（平成12年度）

1級障害 100万5,300円  
2級障害 80万4,200円

なりません。

また、60歳からの年金繰上げ請求（65歳以降の年金繰下げ申出）した場合は表のように請求時の年齢によって年金額が減額（増額）になります。

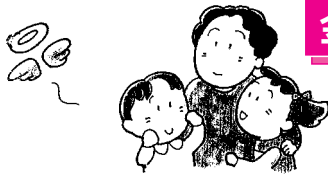
繰上げられる率	繰上げ請求年齢
42%	60歳
35%	61
28%	62
20%	63
11%	64

繰下げられる率	繰下げ申出年齢
12%	66歳
26%	67
43%	68
64%	69
88%	70歳以上

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の加入者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた18歳未満の子のある妻、または子が受けられる年金です。



年金額（平成12年度）

80万4,200円

## 種別変更手続きについて

会社等に就職し厚生年金等に加入した場合、第2号被保険者になります。

配偶者が退職又は自営業になった場合、国民年金に加入し第1号被保険者となります。

第2号被保険者が退職し、厚生年金等の加入者でなくなった場合、第1号被保険者になります。

扶養の配偶者も第3号被保険者から第1号被保険者になり、年金保険料をかけなければなりません。

会社員と結婚し退職した場合、第3号被保険者となります。配偶者が厚生年金等に加わった場合、第2号被保険者となり、その人の扶養配偶者は第3号被保険者になります。

年金の種別変更手続きや年金の請求は本人の申出による手続き処理となります。

必ず本人又は家族で役場や会社で手続きを（14日以内）してください。

\*なお、扶養の基準は、健康保険などで被扶養者と認定された人が該当となり、本人の収入が年収130万円以上ある場合は、第3号被保険者に該当せず、第1号被保険者になり、国民年金保険料をかけなければなりません。

老齢基礎年金等（65歳以上年金受給権者）から介護保険料が天引きされます。

平成12年10月支払月の老齢基礎年金等から介護保険第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は老齢基礎年金等（年金の年額18万円以上の場合）から天引きされます。

## 死亡一時金

受給要件

第1号被保険者として死亡月の前月分までの保険料を、死亡日前に3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したときに、死亡した人と生計を同じにしていた配偶者を第1順位として支給されます。

（遺族基礎年金受給該当者は除く）  
死亡一時金の額

保険料を納めた期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

金老齢基礎年金の繰上げ請求減額率及び繰下げ請求増額率が、表「繰上げ減額率・繰下げ増額率の改定」のように改正されることになりました。

この繰上げ減額率・繰下げ増額率は、平成13年4月以降に60歳に達する方（昭和16年4月2日以後生まれ）の年金請求から適用されます。

なお、昭和16年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金請求繰上げ減額率及び繰下げ増額率については、変更はありません。

## 繰上げ減額率・繰下げ増額率の改定

請求時の年齢	改正後（注）	現在の減額率・増額率
60歳	30%	42%
61歳	24%	35%
62歳	18%	28%
63歳	12%	20%
64歳	6%	11%
65歳		
66歳	8.4%	12%
67歳	16.8%	26%
68歳	25.2%	43%
69歳	33.6%	64%
70歳	42%	88%

（注）改正後の率  
繰上げ減額率：「0.5%×繰り上げた月数」  
繰下げ増額率：「0.7%×繰り下げた月数」

## 国民年金の問い合わせ

役場住民課年金係

88 3111

三条社会保険事務所

0256 32 2239

へおたずねください。

# 町民バレーボール大会結果



去る11月12日(日)、西川中学校体育館において、第28回町民バレーボール大会が開催されました。

各コートとも熱戦が展開され、見事！ニシヤンチームが初優勝を飾りました。

結果は次のとおりです。

- 優勝 ニシヤン
- 準優勝 THE MEN
- 第3位 ようきひ
- ” Walker's

# 県ジュニア体操競技新人大会

去る11月11～12日鳥屋野総合体育館において標記大会が行われ、県下の小学生から高校生まで280名の仲間といっしょに元気な演技を披露しました。結果は次の通りです。

- 小学生男子A 鈴木 伸彰 総合5位
- 小学生男子B 椎谷 慶 総合8位(とび箱1位)
- 中村 拓成 総合11位
- 小学生女子B 今井 幸 総合21位
- 金子 美穂 総合29位
- 椎谷 由衣 総合33位
- 中学生男子 椋沢 俊佑 総合10位
- 中学生女子 真島由季子 総合11位



## 文芸に、かわ

### 俳句

故郷ふるさとの偉人ふるさとをたたえ菊人形

渡辺 湖生

菊日和言葉やさしき医師の笑み

渡辺 紅華

朝露を踏みて菊つむ手のしびれ

市橋 金吾

菊料理はは婆か嫁かと客はほめ

加藤 静江

節くれし母の手袋が手菊を折る

笹川カツヨ

倒れくせそのまま黄菊咲きそめし

多賀 也寿

ふところに入れたくなりし菊日和

星 良三

庭隅に今年も咲きし小菊かな

山際 伝市

菊日和届くや婚の案内状

福島 阿支

宛のなき文書ふみきてみる夜長かな

森 武

智恵の輪のとけぬ二人に秋夜長

山田八千代

客あれば九谷の鉢つくぬますで菊脛

吉川 志介



## 「防犯灯」を寄贈 東北電力(株)巻営業所

東北電力(株)巻営業所では、地域とのつながりを深めるため、例年、地域に役立つ活動を実施しています。

今年も活動の一つとして、当町に防犯灯17灯を寄贈されました。

町では、この防犯灯を有効に活用させていただきます。

## 小学生も参加 町民卓球大会結果

去る11月19日、西川中学校体育館において、第29回町民卓球大会が開催され、小学生から60歳を越える選手まで60名が参加し、卓球を通じた世代間交流を図りながらも、熱い戦いが展開されました。

結果は次のとおりです。

### 団体戦

優勝 遠山田土神  
準優勝 素人軍団  
第3位 西川の星  
" 川崎団地

### 個人戦

小学生の部  
優勝 古多 侯 湧 梧  
準優勝 多賀 将 大  
第3位 真 鳥 島 渉  
" 中 澤 誠  
中学生の部  
優勝 金 安 佑 太  
準優勝 赤 川 亨 平  
第3位 小 田 孝 郎  
" 渡 辺 秀 和

中学生女子の部  
優勝 蝶名林 瞳  
準優勝 長井 亜由美  
第3位 堀 惇美  
一般男子Aの部  
優勝 樋口 猛彦  
準優勝 金安 洋典  
第3位 神田 直人  
" 伊平 浩  
一般男子Bの部  
優勝 本田 徹  
準優勝 中村 修正  
第3位 多賀 治  
" 末次 孝



## 短歌

絵手紙に日本の秋を画き送る

海の向こうの孫との絆

上山 恵子

庭先の梅つばにからみし蔦の葉の

赤く染まるを楽しみてをり

早田 スミ

銀杏いちょう落葉写生する児らそれぞれに

紙面いっばい黄色の扇子

水野 シツ

乙宝寺に線香あげて安らぎぬ

秋の一日の旅の終りを

朝妻 シン

万本の菊花で象かたどる「弥彦山」

彩あざやかに秋の陽に映ゆ

加藤トシ子

揺るる柳の間より見ゆる白雲の

時に光れり秋空澄めば

桜 みなよ

川に没ひ歩めばあきつの甘へるやに

帽子の鏢かぶとに止るは愛しく

大野 友子

晩秋のいろは坂の色冴へて

赤く黄色く秋陽に滲めり

青葉 香

## 21世紀が始まります

# 第29回町民元旦マラソン大会

新世紀の初めの日をマラソンでスタートし、スポーツを通じての健康計画を立ててみてはいかがでしょう。

コースは2通りで、一生懸命走るタイムコース（Aコース5km、Bコース2km）と、楽しくジョギングやウォーキングするコースがありますので、自分のタイプに合わせて選んでください。家族、友だち、みんなで参加しましょう。

期 日 2001年1月1日 表 彰 各組ごとに表彰します。

（実施する場合は、午前8時30分に花火を打ち上げます。）

受付 午前9時30分～

開会式 午前10時

スタート 午前10時30分

コース・組（図を参照してください。）

### タイムコース

Aコース（約5km）

1組 中学生から29歳までの男子

2組 30歳以上の男子

Bコース（約2km）

1組 小学生男子

2組 小学生女子

3組 中学生以上の女子

4組 40歳以上の男子

### ふれあいコース（約1.5km）

年齢、性別を問わず、誰でも参加でき、ジョギングやウォーキングで福祉会館から曽根神社までを往復します。（タイムや順位は取りません。）

優 勝 賞状、優勝杯（持ち回り）、メダル

2・3位 賞状、メダル

4～6位 賞状

参加費 1人 100円

（傷害保険料等）

申込み 本紙に折り込んである参加申込書に所要事項を記入し、参加費を添えて、大会当日、受付に提出してください。

（小・中学生は、保護者の承諾印が必要です。）

なお、参加申込書は公民館にも用意してあります。

問い合わせ 西川町公民館

（88 2334）

町民及び町内企業勤務者以外の方については、オープン参加となりますので、ご了承ください。

今年のお正月は

お花をいけて

みませんか

鑑郷小学校家庭教育学級「夢倶楽部」では、公民館と共催で次のとおり「いけ花教室」を行います。まったく初めての方も大歓迎。玄関に、床の間に、自分のお花を飾りましょう。

日 時 12月28日（木）

午後1時30分～3時

会 場 福祉会館 視聴覚室

講 師 寺本香蕉さん

（草月流常任参与師範）

定 員 25名

参加費 花代として2,000円（申込時にお支払い願います。）

持ち物 花器、大きめの剣山、花バサミ

なお、花器と剣山をお持ちでない方には、こちらで斡旋もいたします。花器1,344円、剣山1,050円です。

申込時にお申し出ください。

申込締切 12月20日（水）

申込先 公民館 88 2334

荻野 88 6692

## 家族への思い

お母さん、いつも会社へ行って、帰ってきたら、こんどは夕ごはん。それに、そうじ、せんたく。いつもありがとう。

曽根小学校 4年  
大林 沙織

ぼくの家のおじいちゃんけっこう口うるさいけどやさしいときもある。でも、やっぱりこわいおじいちゃんもいいよ。

鑑郷小学校 6年  
土屋 徳寛

この手紙は、本年度に西川町青少年問題協議会が募った「短い手紙」の作品です。



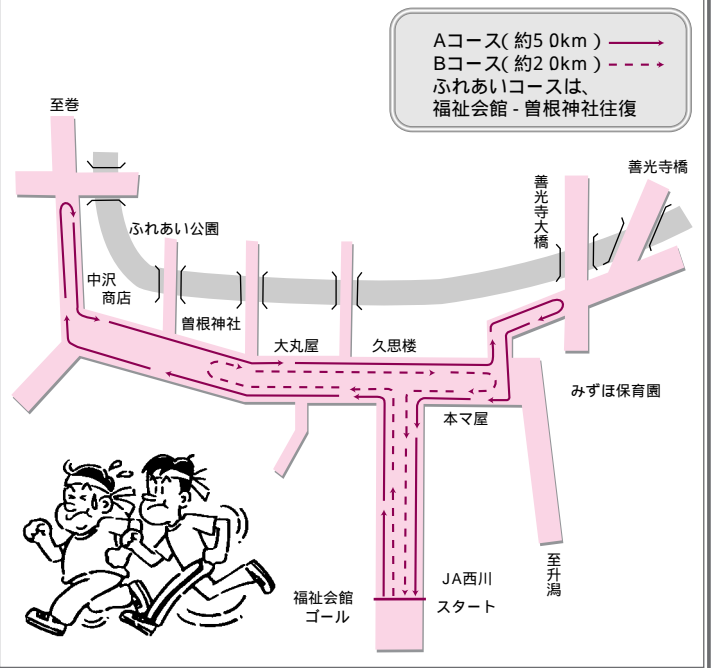
西川町役場 88-3111  
 保健センター 88-5311  
 公民館 88-2334  
 ガス水道課 88-2144  
 デイサービスセンター 88-5666  
 在宅介護支援センター 88-5666  
 テレホンガイド 88-6666  
 教育相談(専用) 88-3031

## 年末年始の役場事務

	12 28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	1 1月 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)
役場窓口事務 (戸籍、住民票 及び印鑑証明 (午前9時-午後5時))			休	休	休	休	休	
西川 荘 88-2218	休	休	休	休	休	休	休	
福 社 会 館 88-6200				休	休	休	休	
西川勤労者 体育センター 88-7383				休	休	休	休	
ス ポ ー ツ パ ー ク 西 川 (問い合わせは 公民館まで)				休	休	休	休	
だいろの家 88-7610				休	休	休	休	

休...休みとなります。ご確認のうえ、ご利用ください。

## 町民元旦マラソンコース



第2部	第1部	時間
午後2時	午後1時30分	読む絵本
『こんぎつね』	『かにむかし』 『りんご』 『うーうー』 『ぐりとぐらの 1ねんかん』	

お問い合わせ  
 どんぐりのおはなし会  
 (88 2334)へどうぞ。

参加費 無料  
 その他 小さいお子さんは保護者の同伴をお願いします。

期 日 12月16日(土)  
 時 間 別表のとおり  
 内 容 別表のとおり  
 会 場 福祉会館 和室大広間  
 (2階)

次の日時で「おはなし会」を開催します。  
 子どもから大人まで、たくさんの方のお越しをお待ちしています。

「どんぐりの  
 おはなし会」開催  
 お話を聞きたい  
 みんな、集まれ！

## 12月の納税

### 納税する税目

固定資産税(第3期分)  
 国民健康保険税(第9期分)

### 納 期 限

12月25日(月)

・納期限までに忘れずに納税しましょう。

- ・窓口払いの方は、納税通知書をお持ちのうえ金融機関へ納めてください。
- ・口座振替の方は、お手数でも預金残高をお確かめください。
- ・口座振替日は12月25日です。振替できなかった方の再振替日は、郵便局の方1月10日(水)、その他の金融機関の方は、1月15日(月)となっています。
- ・口座振替のおすすめ  
 納税は、便利で安全な口座振替をご利用ください。  
 手続きは、金融機関の窓口で行ってください。

## 公民館講座

# 親子環境教室

～親子で環境あれこれチャレンジ～

開

催

リサイクル、ごみの分別、酸性雨、温暖化など、環境に関する言葉をよく耳にしませんか？公民館では、“親子で環境について勉強する機会を”と思い、「親子環境教室」を計画しました。

見学や実験、工作も予定しています。いろいろなお話を聞くことができます。環境について知っている人も知らない人も、施設を見たり、工作をしたり、楽しみながら環境を学んでみませんか！

日時等は次のとおりです。

- 期日 第1回 1月27日(土)  
第2回 2月10日(土)  
第3回 2月24日(土)  
第4回 3月10日(土)

時間 第1・3・4回は午前10時から正午  
第2回は午前9時から正午

場所 第1・3・4回は福祉会館「講堂」  
第2回はリサイクル施設等  
(福祉会館に集合)

内容と講師

第1回	私たちの環境は今	環境カウンセラー(予定)
第2回	施設見学(新潟市資源再生センター、西川町浄水場)	野沢奈々重さん、施設職員
第3回	西川町のごみの行方は？ 工作(牛乳パックで何かを作ろう！)	野沢奈々重さん
第4回	今私たちに何ができる？	野沢奈々重さん他

対象 町内在住の親子12組

参加費 親子1組500円

申込受付期間

12月18日(月)から1月12日(金)まで(12月29日から1月3日は除く) 定員になり次第、締め切ります。

問い合わせ・申込み

公民館(福祉会館内 88-2334)までお願いします。

その他

「第4回目での話題提供者募集!!」

せっかくの機会ですので、第4回目では“町内の皆さまから広く環境に関するお話を聞くことができれば”と思い、話題提供者としてご協力いただける方を募集しています。

環境に関係した職業の方、環境ボランティアの経験がある方、“家に眠らせておくのはもったいないから”と思ってフリーマーケットに出店した経験のある方で、“この機会に少し話をしてみようかな？”と思われた方は、12月25日(月)までに連絡をください。問い合わせと申込みは公民館まで。お待ちしております！

## 公民館講座

# 英会話教室

“Intermediate to advanced class”

開

催

In this winter's course, we will study practical English: speaking and listening for communication.

We will focus on English that you can use in Japan ~ Welcoming overseas visitors to Japan, and explaining things about Japanese culture.

I look forward to speaking English with you!

Charlie

カーリーン・エングさん(西川中学校英語指導助手。ニックネームは“チャーリー”)を講師に迎えて、“海外旅行で役立つ英会話教室”を開催します。生の英語を聞きながら、“空港で、ホテルで、買い物するとき、迷子になったときなどに使える会話や外国の文化”をチャーリーさんと一緒に学びませんか！

初回には、受講者の皆さんから英語で自己紹介をしていただく予定です。

皆さんの参加をお待ちしています！

期日 1月23日、30日  
2月1日、8日、13日、15日、20日、27日  
3月6日、13日

時間 午後7時30分～9時

場所 福祉会館「会議室」(2階)

対象 高校生以上の町民又は町内勤務者の方で、チャーリーさんの案内文を辞典なして読めた方  
15名

参加費 500円(テキスト代等)

その他

- ・教室では基本的に英語を用いて進めます。
- ・テキスト(コピーしたもの)を用いて進めます。
- ・筆記用具を持参してください。

申込受付期間

12月18日(月)から1月5日(金)まで(12月29日から1月3日は除く)。定員になり次第、締め切ります。

申込み・問い合わせ先

公民館(福祉会館内 88-2334)までお願いします。

現在英会話を習っている方は申し込みの際に教えてください。

## 道路に出ている樹木等の手入れをお願いします。

道路を見て回ると庭木や樹木等が道路に出ていることが大変多く見られます。

普段は何気ない木の枝でも、これからの降雪時には、積もった雪の重さでたれ下がり、道路除雪作業に支障があるだけではないです。

く、時には車の通行や歩行者に危険な場合もありますので、冬季間の道路交通に支障のないよう、また、歩行者の安全のためにも今のうちから樹木等の枝打ち処理等、皆さんのご協力をお願いします。

## 冬の道路確保・除雪作業にご協力を！

本年度も例年どおり、町内主要道路及び生活関連道路の機械除雪を行い、町民のみなさんの交通の確保をしていきます。

なお、円滑な除雪作業を行うため、次の点にご協力をお願いいたします。

- 一 除雪作業の支障となりますので、自動車等を道路上に放置・駐車しないでください。
- 二 車庫等の出入口に設置してある乗入板等は、撤去しておいてください。
- 三 道路上に出ている樹木・竹等の枝おろしをするなど事前

に処理しておいてください。四 住宅等の出入口の除雪は、各戸で処理してください。

五 除雪作業により破損しやすいものや、畑などに排雪してほしいところには、竹竿等に赤布を付けるなど、分かるようにしておいてください。

六 除雪作業中は危険ですので、子供などが除雪車に近づかないようにしてください。

七 除雪作業についての問い合わせは、区長さんを通じて行ってください。

平成12年度 除雪区域割	
業者名	町内名
遠藤建設株式会社	矢島・天竺堂・真田・榎島団地
小林設備工業	押付・押付団地・美里・西汰上・下山・新栄町
有限会社谷建設	鯉代官橋通南側・学校町・水道町
株式会社加藤建設	六分・一番町～八番町・千隈町・朝日町
株式会社八百板	九番町・東町・見帯
佐藤建材	鯉代官橋通北側・平野・善光寺・桑山・榎島・川崎・川崎団地
深沢建設株式会社	旗屋・旗屋工業団地・松崎・大正通・藤見町
世紀東急工業(株)北陸支店新潟営業所	上組～升岡・広域農道・新川
株式会社新潟藤田組	升岡工業団地・升岡団地
公成建設	川西～三角野

## 冬期間のごみとし尿処理について

### 1 ごみ収集について

(1) ごみは、決められた場所に決められた日の朝に出してください。また、ごみの分別にご協力をお願いします。

5種類分別  
燃えるごみ(一般ごみ)  
プラスチック類(燃やされないごみ)  
危険物(燃えないごみ)  
大型ごみ  
廃乾電池

(2) 大雪でごみ収集車が動かない場合を除いて、予定どおり収集します。

(3) 大雪でごみ収集車が動かない場合は、収集日・収集場所の変更を行うことがあります。変更する場合は、区長及び公衆衛生推進委員を通じ、各家庭に連絡します。ごみは次回の収集日まで、各家庭で保管しておいてください。

(4) 降雪時においては、ごみステーション前の除雪や除雪車が通過後の残雪等の除雪についてご協力くださるようお願いいたします。

(5) 年末年始のごみ収集休業日は、12月31日(日)から1月3日(水)までです。

### 2 し尿関係について

(1) し尿の汲取りは、計画収集で行っていますので、特に

汲取りの予約をする必要はありません。

(2) 浄化槽は、降雪前に消毒液の有無や、機械の故障等がないように点検しておいてください。また、雪降ろし等で浄化槽が埋まらないようにしておいてください。

(3) 年末年始のし尿汲取り休業日は、12月29日(金)から1月3日(水)までです。

問い合わせ

保健福祉課(内線143) 88 3111

平成12年度 巻町外三ヶ町村衛生組合年末年始業務日程表

施設名	12月						1月						
	26火	27水	28木	29金	30土	31日	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日
鑑潟清掃工場(焼却場)	通常どおり						休務						
福井一般廃棄物最終処分場(埋立地)	通常どおり						休務						
衛生センター(し尿処理場)	通常どおり			休務			通常どおり						
妙有院(火葬場)	通常どおり						休務						

## ～サラリーマンと税～

サラリーマンの方は、その年の1月から12月までの給与を合計して、年末に所得税が精算されます。

ある方の源泉徴収票をもとに所得税額の計算をしてみましょう。

平成12年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
		(フリガナ) <b>コウノ タロウ</b>	
		(役職名)	
種別	支払金額(ア)	給与所得控除後の金額(イ)	所得控除の合計額(ウ)
給料・賞与	4,000,000	2,660,000	1,620,000
源泉徴収税額(オ)			83,200
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有無	30,000	1	1
社会保険料等の金額			450,000
生命保険料の控除額			
損害保険料の控除額			
住宅借入金等特別控除額			
(摘要)年間定率控除額	20,800		
配偶者の合計所得(カ)			350,000
個人年金保険料の金額			
長期損害保険料の金額			
夫あり	未成人者	乙	本人が障害者その他
		老	専一
		専	専
		勤	死
		災	外
		中	中
		就	退
		職	職
		年	月
		日	日
		11	
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は称	
		〇〇 株式会社	(電話)

甲野太郎さんの給与所得額(=給与所得控除後の金額)(イ)は  
 400万円 - (400万円×20% + 54万円) = 266万円  
 支払金額(ア) 給与所得控除額 給与所得額(イ)  
 (表にあてはめて計算) (=給与所得控除後の金額)  
 <給与所得控除額> 給与所得控除額は支払金額によって違います。

支払金額	控除額
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超～180万円以下	年収×40%
180万円超～360万円以下	年収×30% + 18万円
360万円超～660万円以下	年収×20% + 54万円
660万円超～1,000万円以下	年収×10% + 120万円
1,000万円超	年収×5% + 170万円

甲野太郎さんの課税所得金額は  
 266万円 - 162万円 = 104万円  
 給与所得額(イ) 所得控除額の合計額(ウ) 課税所得金額  
 <所得控除額(源泉徴収票の(エ)より計算します)>  
 所得控除額は個人の状況によって違います。甲野太郎さんの場合は基礎控除7万円(これは個人の状況に関係なく金額が決まっています)配偶者控除( )3万円、配偶者特別控除( )3万円、扶養控除38万円、社会保険料45万円の合計162万円です。  
 ( )配偶者控除、配偶者特別控除については～奥さまと税～のところで説明します。

所得税額の計算  
 104万円 × 10% = 10万4千円  
 課税所得金額 税額 所得税額  
 <税率表> 税率は課税所得金額によって違います。

課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	
330万円超～900万円以下	20%	33万円
900万円超～1,800万円以下	30%	123万円
1,800万円超	37%	249万円

減税額の計算  
 減税額は、所得税額の20%(最高25万円)です。  
 10万4千円 × 20% = 2万800円  
 所得税額 減税額  
 甲野太郎さんの平成12年分の最終的な所得税額は  
 10万4千円 - 2万800円 = 8万3,200円  
 所得税額 減税額 源泉徴収税額(オ)となります。

# 税だより 所得税編

## 夫婦と税

今回は、サラリーマンと税、奥さまのパート収入と税について説明します。



## ～奥さまと税（配偶者控除、配偶者特別控除について）～

奥さまのパート所得	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
	万円	万円	万円
5万円未満	38	38	76
5万円以上 10万円未満	38	33	71
10万円以上 15万円未満	38	28	66
15万円以上 20万円未満	38	23	61
20万円以上 25万円未満	38	18	56
25万円以上 30万円未満	38	13	51
30万円以上 35万円未満	38	8	46
35万円以上 38万円未満	38	3	41
38万円	38		38
38万円以上 40万円未満		38	38
40万円以上 45万円未満		36	36
45万円以上 50万円未満		31	31
50万円以上 55万円未満		26	26
55万円以上 60万円未満		21	21
60万円以上 65万円未満		16	16
65万円以上 70万円未満		11	11
70万円以上 75万円未満		6	6
75万円以上 76万円未満		3	3
76万円以上			

甲野太郎さんの場合、奥さまの所得が35万円ですので（カ）、表より、配偶者控除額38万円、配偶者特別控除額3万円が所得控除額の合計額（ウ）に含まれています。



パート収入は通常、給与所得になりますので、所得の計算の仕方はサラリーマンの方の場合と同じです。  
従って年収が103万円以下ですと、所得税はかかりません。

$$103\text{万円 年収} - 65\text{万円 給与所得控除額} = 38\text{万円 給与所得額}$$

$$38\text{万円 給与所得額} - 38\text{万円 所得控除額 (基礎控除)} = 0\text{円 課税所得金額}$$

課税される所得がありませんので所得税はかかりません。

なお住民税については、年収が100万円以下ですと、課税所得金額が非課税限度額以下になりますので（35万円以下）住民税はかかりません。

### 配偶者控除と配偶者特別控除

サラリーマンの方で奥さまがパート等で働く場合、奥さまの年収によって夫が配偶者控除と配偶者特別控除を受けられる金額が違ってきます。

なお、夫の合計所得が1,000万円を超える年は配偶者特別控除は受けられません。

詳しくは役場税務課へお尋ねください。 88 - 3111

今回は「医療費を支払ったとき」についてお送りします。

## 軽自動車等の異動について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車したり、他人に譲渡した時は届出が必要です。

### 軽自動車

軽自動車検査協会  
025 - 275 - 5845

原付（～125cc）・小型特殊  
西川町役場 税務課

88 - 3111

軽2輪車（126cc～250cc）

全国軽自動車協会  
025 - 275 - 5704

小型2輪車（251cc～）

新潟陸運支局  
025 - 285 - 3121

全国軽自動車協会  
025 - 275 - 5704

## 農業用軽油引取税免税証の交付申請

巻財務事務所では、トラクタ  
ー、コンバインなどの農業用機  
械に使用する軽油の免税証の交  
付申請を、次の日程により受け  
付けますので、忘れずに手続き  
を行ってください。

農協又は販売店を通じて共同  
申請をする場合  
平成12年12月1日（金）から

不明な点は、巻財務事務所課  
税課（72 0905）へ問い  
合わせください。

平成13年1月31日（水）まで  
個人で申請をする場合  
平成13年3月1日（木）から  
平成13年3月15日（木）まで

# 税だより

## 固定資産税 のはなし

### 土地や建物を売 買したとき税金 はどうなるの？

土地や建物を売買したり、贈与等により所有者が変わると、新しい所有者から固定資産税を納めて頂くことに

なりますが、登記による異動時期によっていつから新しい所有者に納めて頂くかが変わってきます。

例えば、平成12年12月に土地の売買契約を結び、翌年の平成13年1月末に法務局で所有権移転登記を済ませた場合、新しい所有者に固定資産税が課税されるのは、平成14年度分からとなります。

これは、固定資産税が1月1日現在（賦課期日といいます）で登記簿に所有者として登記されている人に対して課税されることになっております。つまりこの事例は、平成13年1月1日（賦課期日）現在の登記簿には、まだ旧所有者のまま

登記されていますので、平成13年度分の固定資産税は、まだ旧所有者に課税されることになるわけです。

最近では、これらの税負担をめぐるトラブルを防ぐ意味で、誰がこれらの税金を負担するのかを売買契約書等に明記する例もあるようです。

また、売買に限らず贈与や相続などで土地や家屋の所有権が移る場合は、無用なトラブルを避ける意味でもなるべくすみやかに「所有権移転登記」をされますようお願いいたします。

なお、登記に関することは、法務局までご相談ください。



### 平成12年中に新築 あるいは、増改築した 建物はありませんか

土地・家屋等に係る町の固定資産税は、毎年1月1日現在（賦課期日）の所有者に対して課税され、年税額を4期に分けてそれぞれの納期ご

とに納めて頂くことになって

ます。家屋に係る固定資産税のうち新たに建築された建物については、1月1日の時点で既に完成し、居住あるいは使用している建物が新規に課税対象となります。

つまり、平成12年1月2日から平成13年1月1日までの間に完成し、居住あるいは使用開始した建物は平成13年度から固定資産税が課税されることとなります。

税務課では平成12年中に建築された建物の家屋調査を進めて

います。建築に際して建築確認届を提出されないと調査対象となる建物の把握と確認ができないため調査漏れとなり、課税できないことがあります。

平成12年中に建物を新築あるいは増改築された方で、建築確認届を提出されなかった家屋または、以前建築した建物で課税漏れの家屋がありましたら、お手数でも役場税務課資産税係までお知らせくださるようお願いいたします。

### 平成12年中の 建物の取り壊しは ありませんか

家屋に係る固定資産税は、1月1日（賦課期日）現在の所有者に納めて頂くこととはご説明しましたが、所有している

た建物を取り壊された場合には、役場税務課に滅失の届出がないと固定資産税課税台帳に登録されたままとなり、取り

壊された後も税金が課税されてしまうこととなります。

平成12年中に建物を取り壊された場合には、役場税務課に「建物滅失届」を忘れずに提出してくださるようお願いいたします。

届出の用紙は、役場税務課に用意してありますので、お手数でも印鑑（認め印）をお持ちのうえ、税務課の窓口までおいでください。

なお、登記済の建物を取り壊した後「建物滅失登記」をされた場合については、この届出は必要ありませんが、登記はできるだけすみやかにして頂けますようお願いいたします。

#### 固定資産税について

のお問い合わせは

西川町役場税務課資産税係

88-3111（代）

内線154

までお願いします

# 水道管の冬支度は お済みですか？



夜の冷え込みにご注意を  
気温がマイナス3度以下にな  
りますと、水道の水が凍ったり  
水道管が破裂する恐れがありま  
す。

特に、冬期間使用しなかつた  
り、屋外でむき出しになってい  
る蛇口や水道管は、布やビニー  
ル等で覆うなど早めに冬支度を  
しましょう。

水道管が破裂したときは  
破裂やひび割れで水が吹き出

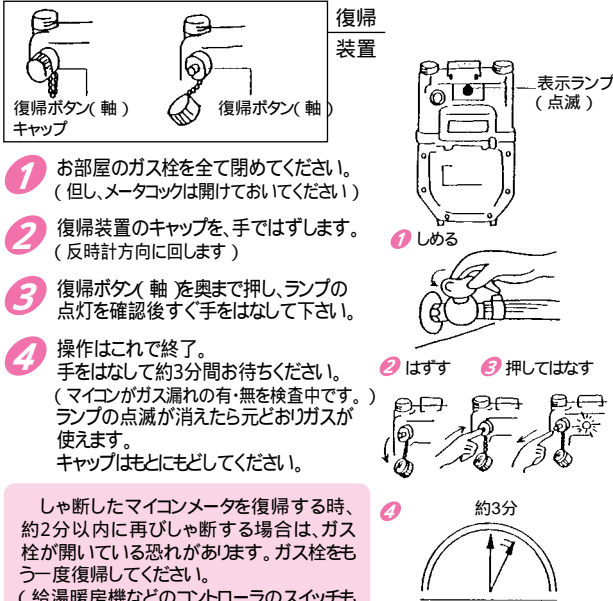
した時は、まず、水道のメータ  
ー器に取り付けられている止水  
栓を閉めて水を止めます。

次に、破裂した部分を布か  
テープでしっかりと巻きつけ  
て応急手当をした後、すぐに町  
指定の水道工事店へ修理をお申  
し込みください。

凍結して水が出ないときは  
水道管が凍って水が出ないと  
きは、お湯をかけてとかす方法  
があります。

## 赤いランプが点滅して ガスが止まったときは

器具の消し忘れやガス栓の誤開放、  
ゴム管はずれなどがないかを確認してください。



- 1 お部屋のガス栓を全て閉めてください。  
(但し、メータコックは開けておいてください)
- 2 復帰装置のキャップを、手ではずします。  
(反時計方向に回します)
- 3 復帰ボタン(軸)を奥まで押し、ランプの  
点灯を確認後すぐ手をはなして下さい。
- 4 操作はこれで終了。  
手をはなして約3分間お待ちください。  
(マイコンがガス漏れの有・無を検査中です。)  
ランプの点滅が消えたら元どおりガスが  
使えます。  
キャップはもとにもどしてください。

しゃ断したマイコンメータを復帰する時、  
約2分以内に再びしゃ断する場合は、ガス  
栓が開いている恐れがあります。ガス栓をもう  
一度復帰してください。  
(給湯暖房機などのコントローラのスイッチも  
忘れずに切ってください。)

お湯をかける場合は、蛇口に  
近い方からぬるま湯をゆっく  
りかけるようにしましょう。

急に熱湯をかけたりすると破  
裂したり、ひび割れることが  
ありますので、注意してくださ  
い。

### 寒い冬を快適に！ ガス暖房機器は

### 正しく使いましょう

寒さも一段と厳しくなつてき  
ました。

寒い冬を、安全で便利な都市  
ガスで快適に過ごしていただく  
ために、次のことに注意しまし  
よう。

種類にあつたガス機器を  
町で送っているガスは13Aで  
すので、13A用のガス機器を使  
用してください。

湯沸器の水抜きを  
冷え込みの厳しい日は、凍結  
や破裂の恐れがありますので、  
湯沸器の水抜きをしてくださ  
い。

### 換気はこまめに

閉めきつた室内で暖房機器を  
使うと、排気で部屋の空気が汚  
れがちになりますので、30分  
1度くらいの換気をしてくださ  
い。

次のような場合にもガスが止まること  
がありますのでご注意ください。

- 1 ガスを異常に長時間同じ状態で使用す  
ると、しゃ断することがあります。
- 2 お出かけになるときなどに、メータコ  
ックを閉めると、気温の低下などにより、  
ガス管内の圧力が低下し、しゃ断する場  
合がありますので、ご注意ください。
- 3 マイコンメータに振動やショックを与  
えますと、感震器がはたらいてしゃ断する  
場合があります。マイコンメータには、  
異常な振動やショックを与えないよう  
にご注意ください。
- 4 長期間口火をつけっぱなしの場合は、ガス  
もれを検査する機能が働いて、警報表示  
が点滅することがあります。ガス器具を  
お使いにならないときは、口火を消して  
ください。
- 5 マイコンメータは、内管の折損等、異常  
に多量のガスが流れたときには、すみや  
かにガスをしゃ断します。

ガスの取扱いには  
一層のご注意をお願いします。

長時間使用に注意を  
暖房機器を長時間使用してい  
ると、一酸化炭素中毒や火災な  
ど思わぬ事故につながります。

また、暖房機器の上や回りに  
洗濯物や燃えやすいもの、スプ  
レー缶などを置くことも大変危  
険です。

ガス機器はいつも清潔に  
ガス機器にホコリやゴミなど  
が詰まったりすると、故障や事  
故の原因となります。

ガス機器を長持ちさせ、安全  
に使用できるようこまめに清掃  
してください。

ガスメーター  
皆さんの自宅に取り付けてあ  
るガスメーターは、電気のブレ  
ーカーと同じような役割を果た  
しています。

そのため、暖房機器を半日以  
上など、長時間つけっぱなしに

した場合に、メーターが異常な  
状態(消し忘れ)と判断して家  
中のガスを止めてしまうことが  
あります。

もし、ガスが止まってしまつ  
た時は、図の要領でメーターを  
操作すればガスが使えるよう  
になります。

操作は簡単ですが、ガス栓が  
開いていたり、ランプの点滅が  
消えないうちにガスを使用しよ  
うとしたりすると、再びガスが  
止まりますのでご注意ください  
い。

また、正しい復帰操作をして  
もガスが使用できないときは、  
ガス水道課へ連絡してくださ  
い。

問い合わせ

ガス水道課

電話 88 2144

# みなさんのご応募を お待ちしております!

～自由な声をお寄せください～

## まちづくり21 Q&A



「まちづくり21Q&A」はみなさんから町づくりに対するご意見・ご要望等をご自由に書いていただくコーナーです。

21世紀を目前にし、西川町の将来像をこう考えるなど積極的なご意見をお待ちしています。

また、「まちづくり21Q&A」の質問・回答を読んでいかがですか？ さらに聞きたいとか私はこう考えるなどご意見がありましたら、お寄せください。

### 子どもたちの

### ための施設を!

今、子どもたちにとって最も不幸なことは、自然体験ができる自然環境が、自由に使用できる「空き地」を含め、どんどん失われていくことです。

代官所のある公園もよくできているが、西川も活用した自然の森の復元や、失われた遊び場をカバーするための施設ゾーンを年次計画で設けてもらいたい。特に子どもたちの健全育成のため、小さくとも特色（京ヶ瀬村の図書館建設に携わったことがあるが、あの図書館は「世界の絵本」を揃えている）があり、21世紀に耐えられる近代的な設備、例えばコンピュータによる検索、視聴覚スペース（音楽やビデオ映画を自由に鑑賞できる）の備えたものにしてほしい。

また、屋内外のスポーツ施設ゾーン（芝生を張ったサッカー場、野球場、年間使用可能な屋内プール）を設ける。これらは、地域の大人（老人）も、小学校（西川中はずでに立派な施設が整い、地域にも開放している）と併用できるものにすれば、効率的・合理的である。もちろん、完備した施設にできるならば有料にすべきです。  
実現できませんか？例え、10年後でも今から希望を持たせてください。

### 回答

1 子どもたちが自然の中で遊べる場所としては、ふれあい公園をはじめ、このほど完成しました水道記念公園などがあります。ふれあい公園には、「西川」を取り込み、水と親しめるような川原とした「水のひろば」やお子様楽しく遊べるような遊具類を完備した「ちびっこひろば」などがあります。また、水道記念公園には、子どもたちや学校の声を聞いて、カプトムシが集まるような樹木を植樹したり、園内を自転車で遊べるようにしてあります。

2 図書館建設については、平成12年度中に概略調査を行う予定ですが、施設の具体的な内容等については、頂いたご意見を参考にしながら、今後関係機関で検討してまいりたいと思います。

3 現在、当町には次のスポーツ施設があります。  
スポーツパーク西川（夜間照明付きのテニスコート3面、屋根付きゲートボールコート2面、人工芝付き多目的グラウンド、ランニングコース）  
勤労者体育センター

町営野球場（夜間照明付き）  
町営テニスコート（全天候型2面）  
ふれあい公園内ゲートボール場（2面）  
町民プール（曽根、升湯）

今後は、現在策定中の生涯学習計画に基づいて、施設の整備を図っていく考えですが、財政的な問題もありますので、当面は現有施設の有効利用等により住民要望に応えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（社会教育課・企画課）



## 応募方法

住所・氏名・電話番号を記入の上、役場企画課まで郵送（ファックス・メール・来庁などの方法でもかまいません）してください。（氏名等記載のないものは掲載しませんので、必ずご記入ください。なお、匿名希望と書いてくださいれば、名前は掲載しません）

広報に掲載する際に原文を削ったり、直したりする場合がありますので、ご了承ください。  
締め切り 毎月10日



## イラストランド

自慢のイラストを掲載するコーナーです。  
絵を描くのが好きな方は、イラスト（カラーでは掲載できませんので、ご了承ください。）を描いて、どんどん送ってください。  
大人の方のご応募もお待ちしております。

## リサイクルコーナー



ごみの減量化と町民のリサイクル意識の向上を目的に、広報紙にリサイクルコーナーを設けることにしました。

ご自宅で「使わなくなったけど、捨てるのはもったいないな。」というものはありませんか？また、「新品でなくても、こんなものが欲しいな。」というものはありませんか？

無償を条件に「譲ります・譲ってください」というものがありましたら、役場企画課まで、ご連絡ください。（申込書は企画課にあります）

なお、情報掲載期間は3か月です。  
（ただし、動物や貴金属、生鮮食品等は取り扱いません。また、取引上のトラブルなど町は関与いたしません。）



## ちよつとひと休み

町の行事や日頃思っていること、感じたことなど、みなさんの自由な声をお寄せいただくコーナーです。



新聞を読んだりテレビを見たりして感じたこと、うれしかったこと、悲しかったことなどなんでも結構です。思いつくままお書きください。

子どもたちの応募も大歓迎です。600字以内でお書きください。

## 冬休みビデオ映写会のお知らせ

青少年育成町民会議・町公民館共催による「冬休みビデオ映写会」を次のとおり行います。

入場は無料ですので、お友達同士お誘い合わせのうえおいでください。

今回は、感動の名作アニメ『フランダースの犬』を上映します。

『フランダースの犬』といえば、「ネロ」と「パトラッシュ」が様々な困難にあいながら、ついにクリスマスの夜にルーベンスの絵の前で他界するという有名な物語。ネロのやさしさと生きる強さ、パトラッシュとの深いつながりは、強く心を打つものがあります。絶対におすすめの作品です。

ぜひ、親子で見に来ませんか。

日時 12月23日（土）午前10時～

会場 福祉会館「講堂」

内容 フランダースの犬

問い合わせは、町公民館（88-2334）へどうぞ。

## 親子クリスマスの集いにご参加を

西川町母子寡婦福祉会（かるがも会）では、西川荘で親子ふれあいクリスマスの集いを行います。母子の方で、母子寡婦福祉会の会員以外の方もふるってご参加ください。

日時 12月23日（土）

午後6時～8時30分

場所 西川荘 大広間

会費 1人 500円 当日徴収

参加申込

社会福祉協議会

88-7735

役場保健福祉課福祉係

88-3111

かるがも会会長 近藤正子

88-7093

へお早めにお願ひします。

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当 をこ存じですか

## 児童扶養手当

離婚などで、父と生計を別  
にしている児童を育てている  
母などに支給されます。  
対象となる児童

18歳到達後の最初の3月31  
日までの間にある児童（障害  
児については20歳未満  
対象となる理由

・ 父母が離婚した児童  
・ 父が死亡した児童  
・ 父が重度の障害者である児  
童  
・ 婚姻によらないで出生した  
児童

・ 父から1歳以上遺棄されて  
いる児童  
・ 父が1年以上刑務所などに  
拘禁されている児童  
・ 父の生死が明らかでない児  
童

・ 出生の事情が明らかでない  
児童  
・ 上記の要件に該当してから  
5年を過ぎても手続きをしな  
いと、手当を受けられなくな  
ります。

## 特別児童扶養手当

心身に重度又は中度の障害  
のある20歳未満の児童を育て  
ている父母などに支給されま  
す。

対象となる児童  
・ 目や耳など身体の不自由な児  
童  
・ 日常の生活を制限される程度  
の病気にかかっている児童  
・ 知的発達に障害のある児童な  
ど政令で定める程度の障害の  
ある児童

### 所得制限

手当を請求する人の前年の  
所得が一定額以上のときは、  
手当の全部又は一部の支給が  
停止されます。また、手当を  
請求する人の配偶者及び同居  
している扶養義務者の所得が  
一定額以上のときも、手当は  
支給されません。

\* 詳しくは、役場保健福祉課  
福祉係 88 3111内線  
142へおたずねください。

## 児童手当制度のご案内

### 支給対象

6歳到達後最初の3月31日ま  
での間にある児童（義務教育就  
学前の児童）を養育している人  
に支給されます。ただし、前年  
の所得が一定額以上の場合は所  
得制限により支給されません。

### 手当の月額

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	1,000円

### 手当の支給月

原則として、毎年2月・6  
月・10月にそれぞれの前月分ま  
でが、届出のあった金融機関の  
口座に振り込まれます。

### 認定請求

手当は認定請求した翌月分か  
ら、支給事由の消滅した日の属  
する月分までが支給されます。

### 認定請求に必要な書類

- ・ 年金加入証明書（請求者が  
サラリーマン等の場合）
- ・ 請求者の銀行などの口座番  
号（郵便局以外の金融機関  
のもの）

- ・ 児童手当用所得証明書（そ  
の年の1月1日に西川町に  
住所がなかった人）

\* 詳しくは、役場保健福祉課  
福祉係 88 3111内線  
142へおたずねください。

## 平成13年 優秀運転者表彰の申請受付

交通安全協会西川支部

### 申請者の資格と要件

- 1 10年表彰（地区）
- 2 20年表彰（県警本部長と県交通安全協会会長の連名、以下同じ）
- 3 30年表彰
- 4 40年表彰
- 5 50年表彰

- ・ 運転経歴は平成12年12月31日現在で計算します。
- ・ 申請書は必ず本人の署名押印が必要です。
- ・ 『無事故・無違反証明書』交付手数料700円と印鑑を持参ください。

### 申請受付の日時および会場

12月17日（日）  
午後1時30分～3時  
西川町役場ふれあいルーム101

## 子育てテレホンサービス 88 - 5560

今回の期間と内容は次のとおりです。  
24時間いつでもご利用いただけます。

期 間	内 容
12月11日～ 12月24日	「親と子の信頼感」について考える

問い合わせは、曾根保育園( 88 - 2112 )までお願いします。

### 年末年始の急患センターの業務についてお知らせ！

西蒲原地区休日夜間急患センターでは、1年を通して夜間(午後7時～10時)の内科、小児科の診療を行っています。

年末、年始における昼間(午前9時～午後6時)の内科、小児科、歯科の診療につきましては、12月31日(日)～1月3日(水)の4日間を予定しております。

問い合わせ先

西蒲原地区休日夜間急患センター  
72 - 5499

### 住民課窓口からのお知らせ

毎月第4水曜日に住民票等交付窓口を午後7時まで延長しています。(12月は27日です。)

取扱業務は、  
戸籍謄・抄本 / 住民票 / 印鑑登録 / 印鑑証明 / 年金現況証明です。

どうぞご利用ください。

### 年末の住民票等窓口事務

役場の事務は、12月28日(木)までとなりますが、戸籍謄・抄本、住民票及び印鑑証明事務については、次のとおり行います。

どうぞ、ご利用ください。

日時 12月29日(金)

午前9時～午後5時

詳しくは、住民課戸籍係へお問い合わせください。

88 - 3111

内線132・133

## 入札結果公表

(百万円以上)

入札日	工 事 名	場 所	工事費	工 期	業 者 名	入札日	工 事 名	場 所	工事費	工 期	業 者 名
10.24	「越後曾根駅」駅前周辺環境整備建築本体工事	川崎・鯉地内	千円 55,335	12.11.6 13.3.23	(株)吉田建設	11.15	水道老朽管敷設替工事(第2工区)	与兵衛野地内	千円 7,560	12.11.15 13.3.16	新潟藤田・西川設備経常共同企業体
10.24	「越後曾根駅」駅前周辺環境整備電気工事	川崎・鯉地内	6,720	12.11.6 13.3.23	植木電気工事店	11.15	ガス・水道老朽管敷設替工事(第3工区)	貝柄地内	7,245	12.11.15 13.3.16	(有)タムラ
10.24	「越後曾根駅」駅前周辺環境整備外構工事	川崎・鯉地内	7,875	12.11.6 13.3.23	遠藤建設(株)	11.15	ガス・水道老朽管敷設替工事(第4工区)	貝柄地内	13,125	12.11.15 13.3.16	(有)渡辺設備工業
10.30	第3処理分区幹線管渠築造(補助第6工区)工事	鯉第二区地内	36,750	12.10.30 13.3.5	株新潟藤田組	11.15	ガス・水道老朽管敷設替工事(第5工区)	貝柄地内	11,025	12.11.15 13.3.16	北栄建設(株)
10.30	第3処理分区幹線管渠築造(補助第7工区)工事	鯉第二区地内	42,525	12.10.30 13.3.5	世紀東急工業(株)北陸支店新潟営業所	11.15	六分地内ガス・水道管入替工事	六分地内	3,728	12.11.15 12.12.18	(有)古島設備
10.31	西川筋広場整備照明工事	二番町地内(旧役場駐車場)	1,680	12.10.31 13.3.20	西川町電気工事共同企業体	11.16	町道第846号線舗装新設工事	大湊浦村地内	2,730	12.11.16 13.1.29	世紀東急工業(株)北陸支店新潟営業所
10.31	西川筋広場整備土木工事	二番町地内(旧役場駐車場)	3,780	12.10.31 13.3.20	(株)八百板組	11.16	町道第6号線消雪パイプ敷設工事	千隈町・朝日町五番町・六番町六分・見常地内	10,710	12.11.16 13.3.15	(株)加藤建設
10.31	西川筋広場整備造園工事	二番町地内(旧役場駐車場)	15,750	12.10.31 13.3.20	西川造園工事共同企業体	11.16	消雪パイプ用配管敷設(第1工区)工事	平野地内	4,725	12.11.16 13.3.23	遠藤建設(株)
10.31	町道第618号線道路改良工事	善光寺桑地内	12,075	12.10.31 13.3.20	(株)加藤建設	11.16	消雪パイプ用配管敷設(第2・3工区)工事	平野地内	7,140	12.11.16 13.3.23	(株)八百板組
11.15	ガス・水道老朽管敷設替工事(第1工区)	与兵衛野地内	12,600	12.11.15 13.3.16	(株)志登屋工業	11.16	消雪パイプ用配管敷設工事	中島地内	6,510	12.11.16 13.3.23	遠藤建設(株)

## うぶごえ

氏名	生月日	保護者名	町内名
大平 えり	10/16	芳 則	槇島団地
筒井 美空	10/16	雅 和	天竺堂
小林 咲穂	10/26	和 人	見 帯

## ごけっこん

氏名(旧 氏)	世帯主	町内名
大滝 修一 (樋浦)保香	大滝 キヨ	学 校 町
山本 哲弘 (大江)優子	山本 豊治	平 野
斎藤 幸英 (小林)麻子	斎藤 幸英	東 町

## おくやみ

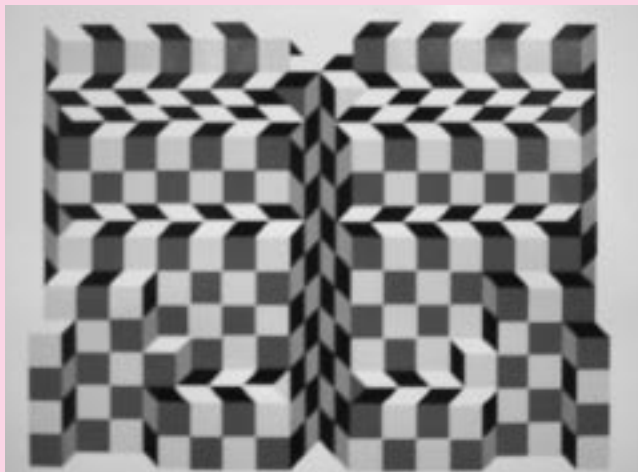
氏名	年齢	死亡月日	世帯主	町内名
中澤 キノ	89	10/22	勝 衛	矢 島
渡部 孝利	50	11/3	本 人	川崎団地
加茂 竹三郎	86	11/9	本 人	三番町
細山 弘之	47	11/13	清 美	鯉第二区
山下 與三郎	64	11/17	本 人	中 作
遠藤 トシエ	81	11/18	本 人	川 崎

町民のうごき欄に掲載を希望されない方は、戸籍窓口に届出の際にお申し出ください。

### 西川町の人口動向(10月末日現在)

男	6,118人	転 入	21人
女	6,592人	転 出	24人
計	12,710人	出 生	5人
	(前月比-5)	死 亡	7人
世帯数	3,435		
	(前月比+4)		

## わたしの作品



西川中学校3年  
高橋 祐一 くん(旗屋)

【談】 この作品は、立体的空間図形をパソコンで作成したものです。立方体をつかい、色をかえて立体感を出しました。

ただ立方体を並べただけでは、おもしろくないと思ったので現実では不可能な並びかたをつくって、独特の形にしました。

## わが家の人気者

伊藤

瑠花ちゃん(2歳)



伊藤

脩人くん(11か月)

最近、家族の名前を言えるようになった瑠花。いつもお姉ちゃんの後ろを追いかけて何でもまねをする脩人。2人の成長の早さに驚かされる毎日です。

これからも2人仲良く元気に育ててほしいです。

母 伊藤 友美さん(新田)

このコーナーに登場してくれるちびっこ・赤ちゃん・ペットを募集しています。企画課まで連絡してください。